

令和 3 年第 5 回

小松市議会定例会議案

令和 3 年 (2021 年) 8 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第45号	令和3年度小松市一般会計補正予算（第3号）……………	1
議案第46号	令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	5
議案第47号	小松市部設置条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第48号	小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例について……………	11
議案第49号	小松市子ども・子育て応援基金条例について……………	19
議案第50号	小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例 について……………	23
議案第51号	工事請負契約について……………	25
議案第52号	工事請負契約について……………	27
議案第53号	工事請負契約について……………	29
議案第54号	工事請負契約について……………	31
議案第55号	令和2年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	33
議案第56号	令和2年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	35
議案第57号	令和2年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……	37
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	39
報告第13号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……………	41
報告第14号	法人の経営状況の報告について……………	43
報告第15号	専決処分の報告について……………	51

令和 3 年度小松市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度小松市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,932,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	124,188	1,000	125,188
	1 分担金	18,813	1,000	19,813
16	国庫支出金	8,963,245	347,033	9,310,278
	1 国庫負担金	5,328,829	153,500	5,482,329
	2 国庫補助金	3,579,747	193,533	3,773,280
17	県支出金	3,799,431	93,053	3,892,484
	2 県補助金	1,032,251	93,053	1,125,304
19	寄附金	206,226	7,530	213,756
	1 寄附金	206,226	7,530	213,756
20	繰入金	1,180,686	100,000	1,280,686
	1 基金繰入金	1,132,800	100,000	1,232,800
21	繰越金	161,521	10,694	172,215
	1 繰越金	161,521	10,694	172,215
22	諸収入	1,955,388	1,000	1,956,388
	5 受託事業収入	878,200	1,000	879,200
23	市債	5,920,300	457,800	6,378,100
	1 市債	5,920,300	457,800	6,378,100
歳 入 合 計		48,914,100	1,018,110	49,932,210

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,385,811	26,100	3,411,911
	1 総務管理費	2,606,208	22,800	2,629,008
	3 戸籍住民基本台帳費	246,932	3,300	250,232
3	民生費	17,726,755	81,280	17,808,035
	1 社会福祉費	7,568,049	80,280	7,648,329
	2 児童福祉費	9,213,920	1,000	9,214,920
4	衛生費	3,102,840	216,600	3,319,440
	1 保健衛生費	1,268,205	215,000	1,483,205
	2 環境対策費	1,175,315	1,600	1,176,915
6	農林水産業費	1,098,805	7,500	1,106,305
	1 農業費	753,790	7,500	761,290
7	商工費	1,373,192	638,500	2,011,692
	1 商工費	1,373,192	638,500	2,011,692
10	教育費	7,150,076	48,130	7,198,206
	1 教育総務費	754,471	230	754,701
	2 小学校費	889,408	14,000	903,408
	4 高等学校費	475,846	100	475,946
	5 社会教育費	1,428,043	27,800	1,455,843
	6 保健体育費	1,887,447	6,000	1,893,447
歳 出 合 計		48,914,100	1,018,110	49,932,210

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ほっと石川 観光プラン 推進費	445,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	445,000			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	28,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	31,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小学校 校舎等改修費	31,900				42,400			
計	5,920,300				5,933,100			

令和3年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第2号）

令和3年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,183,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,232,525	△1,712	2,230,813
	1 国庫負担金	1,717,751	1,558	1,719,309
	2 国庫補助金	514,774	△3,270	511,504
5	県支出金	1,448,072	△1,640	1,446,432
	2 県補助金	47,446	△1,640	45,806
7	繰入金	1,514,133	4,910	1,519,043
	1 一般会計繰入金	1,498,765	△1,640	1,497,125
	2 基金繰入金	15,368	6,550	21,918
8	繰越金	1	41,542	41,543
	1 繰越金	1	41,542	41,543
歳 入 合 計		10,140,300	43,100	10,183,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	地域支援事業費	331,104	△8,500	322,604
	3 任意事業費	44,680	△8,500	36,180
4	保健福祉事業費	15,410	8,500	23,910
	1 保健福祉事業費	15,410	8,500	23,910
7	諸支出金	50,637	43,100	93,737
	1 償還金及び還付加算金	2,751	43,100	45,851
歳 出 合 計		10,140,300	43,100	10,183,400

議案第47号

小松市部設置条例の一部を改正する条例について

小松市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市部設置条例の一部を改正する条例

小松市部設置条例（昭和55年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民共創部の項中第9号を削り，第10号を第9号とする。

附 則

この条例は，令和3年10月1日から施行する。

議案第48号

小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例について

小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例を次のように制定する。

小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその

他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、当該職員を競争試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、当該職員を競争試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項の短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、当該短時間勤務職員を競争試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維

持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、当該短時間勤務職員を競争試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次の各号に掲げる承認のいずれかを受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、当該短時間勤務職員を競争試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による承認

(2) 小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）第15条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により、前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期が3年（前条の

規定に該当する場合は、５年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から３年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

（委任）

第７条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。

（小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条 小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「勤務時間は」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加え、同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４ 地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項又は小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和３年小松市条例第 号）第４条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第３条第１項及び第２項中「，再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第４条第２項中「，再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「及び再任用短時間勤務職員」を「，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第１２条第１項第１号中「及び再任用短時間勤務職員」を「，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第１８条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」

を加える。

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第3条 小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和3年小松市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を「，災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当」に改める。

第4条第2項中「，第21条」を「，第19条の2及び第21条」に改める。

第5条の2に次の2項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和3年小松市条例第 号）第4条に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、同条例第3条の規定により常時勤務を要する職を占める職員の給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

第10条の3第2項第2号中「再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間

勤務職員」に改める。

第13条第1項中「，育児短時間勤務職員等」の次に「，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を加え，同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条の2中「，再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え，同条に次の2項を加える。

2 第5条，第8条の2から第10条の2まで，第13条から第13条の3まで，第17条，第18条の2及び第18条の3の規定は，特定任期付職員については，適用しない。

3 特定任期付職員に対する第14条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については，第14条の2第1項中「第18条の2第1項に規定する規則で定める職を占める職員」とあるのは「第19条の2第1項の適用を受ける職員」と，第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第19条の2を第19条の3とし，第19条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員の給与）

第19条の2 小松市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には，別表第7の給料表を適用する。

2 任命権者は，特定任期付職員の号給を，特定任期付職員が従事する業務に応じて，規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は，特定任期付職員について，特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは，前2項の規定にかかわらず，市長の承認を得て，その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は，特定任期付職員のうち，特に顕著な業績を挙げたと認めら

れる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を
特定任期付職員業績手当として支給することができる。

- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第19条の2関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

小松市子ども・子育て応援基金条例に ついて

小松市子ども・子育て応援基金条例を次のように制定する。

小松市子ども・子育て応援基金条例

(設置)

第1条 すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、子育て世帯等が希望や喜びを感じながら安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくりを社会全体で推進するため、小松市子ども・子育て応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 次の資金は、基金として積み立てる。

- (1) 前条を目的として指定された寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に基づく法人からの寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）を除く。）
- (2) 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条の規定により小松市に交付される交付金のうち、毎年年度予算で定める額
- (3) 前条を目的として指定された企業版ふるさと納税
- (4) その他予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のために使用する。ただし、その残額は、基金に繰り入れる。

2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生じる収益のうち第2条第2号及び第3号に掲げる資金を積み立てたものから生じたものは、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金のうちそれぞれ同号に掲げる資金を積み立てたものに繰り入れる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金のうち第2条第2号及び第3号に掲げる資金を積み立てたものは、歳計現金に繰り替えて運用することができないものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金のうち第2条第2号及び第3号の資金を積み立てたものは、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(小松市子ども福祉基金条例及び母と子のけんこう推進基金条例の廃止)

第2条 小松市子ども福祉基金条例（平成23年小松市条例第15号）及び母と子のけんこう推進基金条例（平成24年小松市条例第17号）は、廃止する。

(旧条例による基金に属する現金の引継ぎ)

第3条 この条例の施行の際、現に前条の規定による廃止前の小松市子ども福祉基金条例により設置されていた小松市子ども福祉基金に属する竹本政雄氏， 社団法人小松青年会議所， 米光利夫氏， 阿戸健次氏， 本村アルミ株式会社， 故南外次郎氏遺族， 北村栄嗣氏， 中川和正氏， 小松遊技業組合， 故辻井一郎氏遺族， 故安井繁氏遺族， 故本田栄吉氏遺族， 故中田素氏遺族， 太田忠氏， 株式会社東洋コンツェルン， 故小田嶋千代氏受遺者からの寄附その他の現金（これらから生じる果実を含む。）は， この条例の施行の日において， この条例により設置する小松市子ども・子育て応援基金に属する現金として引き継ぐものとする。

2 この条例の施行の際、現に前条の規定による廃止前の母と子のけんこう推進基金条例により設置されていた母と子のけんこう推進基金に属する現金（果実を含む。）は， この条例の施行の日において， この条例により設置する小松市子ども・子育て応援基金に属する現金として， かつ第2条第2号に掲げる資金を積み立てたものとして引き継ぐものとする。

議案第50号

小松市放課後児童健全育成事業に関する 条例の一部を改正する条例について

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部 を改正する条例

小松市放課後児童健全育成事業に関する条例（令和2年小松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小松市立国府子育てセンター	小松市河田町丁40番地 1
---------------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の小松市放課後児童健全育成事業に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第51号

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 こまつドーム生涯学習センター改修工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金172,849,600円
- 4 契約の相手方 第一電機・トスマク特定建設工事共同企業体
代表者 小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 福野 佳宏
構成員 小松市安宅新町ナ37番地
株式会社トスマク
代表取締役 桶谷 則之

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金150,370,000円
- 4 契約の相手方 高藤・灰田特定建設工事共同企業体
代表者 小松市戸津町ヨ29番地3
高藤建設工業株式会社
代表取締役社長 高藤 友紀
構成員 小松市串町南115番地7
灰田建設株式会社
代表取締役 西岡 良則

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金148,500,000円
- 4 契約の相手方 吉光・横山特定建設工事共同企業体
代表者 小松市長崎町甲118番地
株式会社吉光組
取締役社長 吉光 岳文
構成員 小松市向本折町午181番地
横山建設株式会社
代表取締役 横山 康治

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（3工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金152,680,000円
- 4 契約の相手方 江口・誠和特定建設工事共同企業体
代表者 小松市殿町二丁目66番地
株式会社江口組
代表取締役 江口 充
構成員 小松市白江町ト10番地
誠和建設株式会社
代表取締役 南 由美子

議案第55号

令和2年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和2年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第56号

令和2年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度小松市水道事業会計決算

令和2年度小松市下水道事業会計決算

令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第57号

令和2年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和2年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

571,317,763円

当年度純利益	479,171,923円
前年度繰越利益剰余金	32,145,840円
積立金の取崩し	60,000,000円
(減債積立金 10,000,000円, 建設改良積立金 30,000,000円, 震災対策積立金 20,000,000円)	

2 未処分利益剰余金の処分

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 減債積立金への積立て | 10,000,000円 |
| (2) 建設改良積立金への積立て | 200,000,000円 |
| (3) 震災対策積立金への積立て | 270,000,000円 |
| (4) 資本金への組入れ | 60,000,000円 |

3 翌年度繰越利益剰余金の額

31,317,763円

報告第12号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	12.9％
将来負担比率	137.6％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第13号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和2年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第14号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和2年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(1) 事業実績の概要

令和2年度は学年進行が進み、3学年が最高学年となり学生総数は737人（令和2年5月1日時点）となった。一方、世界的規模で新型コロナウイルスの猛威は収まらず、感染症予防への対応と教育研究活動の継続の両立を図る難しい大学運営を求められた1年となった。教育、研究、国際交流、業務運営、いずれもオンラインの活用等を図りながら、大学一丸となって取り組んだ。

教育では、前期は4月22日からオンライン授業を開始し、6月からは一部対面による実験実習を再開、後期は原則対面授業（対面・オンラインのハイブリット形式）とした。学生・教員に大きな混乱等はなく、学生から教員への質問の増加など、オンライン授業ならではのプラス効果も見られた。また、生産システム科学科「学外技術体験実習」、国際文化交流学科「インターンシップ」など、企業等の学生受入を前提とした授業は、南加賀の企業や団体等の多くの協力を得て対面で実施することができた。看護学科では、看護実習の全科目を学内実習に切り替え、ゼロから実習方法を構築し、実施した。

学生支援としては、公認心理師による学生相談体制の強化などコロナ禍における学生の不安解消に努めた。また、大学独自の無利子の貸付金制度の創設や、小松市から全学生に対する給付金の申請受付など、学びの継続に向けた経済支援にもあたった。就職支援については、キャリアサポートセンターと各学科、就職担当教員が連携協力し、個別進路相談の実施やキャリア支援講座開催など具体的対策を進めた。

志願者確保は、高校訪問の制限や、合同入試説明会中止などが相次いだ。が、受験生の属性に応じた広告などを導入し、令和3年度入学者選抜試験（一般選抜、学校推薦型選抜）は、入学定員240人に対し、前年度を上回る志願者1,880人（令和2年度志願者1,329人）という結果となった。

第1期中期目標に掲げる大学院の設置に向けて、修士・博士課程設置検討WGにおいて準備を進め、3月17日、文部科学省に設置認可を申請した。

研究、地域連携では、地域に根差した公立大学としての役割を果たすべく、オンライン市民公開講座や市民公開フォーラム、シーズ・ニーズマッチングシンポジウムなど、さまざまな機会を通して新型コロナウイルスに関する知見の発信と地域課題の解決に努めた。

国際交流では、留学生の新たな受入・派遣はほぼ中止となったが、オンラインを活用し、協定校の教員による特別講義や、学生同士の交流会を開催したほか、海外語学研修に替わってオンライン短期留学を実施し、新しい国際交流の在り方を模索した。

法人経営においては、オンライン会議の開催や学内サイトの運用による情報の一元化など、業務の効率化・合理化を進めた。また、職員の安全衛生管理・健康管理推進の面から、在宅勤務の仕組みづくりや年休取得などを適切に進めた。

(2) 貸借対照表

令和3年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
Ⅰ 固定資産	3,040,305,927
有形固定資産	3,024,903,181
土地	315,290,000
建物	2,207,403,127
工具器具備品	235,907,396
図書	222,150,084
その他有形固定資産	44,152,574
無形固定資産	15,352,746
投資その他の資産	50,000
Ⅱ 流動資産	878,624,642
現金及び預金	858,642,360
未収入金及び前払費用	19,982,282
資 産 合 計	3,918,930,569
負債の部	
Ⅰ 固定負債	1,232,306,678
長期寄附金債務	295,830,621
長期リース債務	416,006,276
その他固定負債	520,469,781
Ⅱ 流動負債	440,446,434
寄附金債務	237,200,441
未払金等	89,791,736
その他流動負債	113,454,257
負 債 合 計	1,672,753,112
純資産の部	
Ⅰ 資本金	1,956,640,000
Ⅱ 資本剰余金	208,959,257
Ⅲ 利益剰余金	80,578,200
純 資 産 合 計	2,246,177,457

- 資産 39億1千万円（前期比 7億2千万円増）
 主な増加要因▶ **建物** 末広キャンパスC棟増築、A棟改修工事
現金及び預金 市からの運営費交付金、学納金等
- 負債 16億7千万円（前期比 2千万円増）
 主な増加要因▶ **寄附金債務** 翌年度に財源として活用する承継資金
- 純資産 22億4千万円（前期比 6億9千万円増）
 主な増加要因▶ **資本金** 現物出資により取得した固定資産

(3) 損益計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日
(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,727,292,993
業務費	1,544,414,084
教育研究経費	473,225,991
受託研究等費	25,265,946
人件費	1,045,922,147
一般管理費	181,869,397
財務費用	1,009,512
II 臨時損失	0
費 用 合 計	1,727,292,993
収益の部	
I 経常収益	1,807,871,193
運営費交付金収益	1,154,519,853
授業料等収益	566,351,782
受託研究等収益	25,265,946
寄附金収益	1,617,052
施設費収益	0
補助金等収益	3,510,473
雑益	20,180,415
その他経常収益	36,425,672
II 臨時利益	0
収 益 合 計	1,807,871,193
当期純利益	80,578,200

○**経常費用** 17億2千万円（前期比 1億1千万円増）

主な増加要因▶ **教育研究経費** 学生数・教員数の増加 **人件費** 教職員の採用

構成比率（主な科目）▶ 人件費61% 教育研究経費28% 一般管理費10%

○**経常収益** 18億円（前期比 1億9千万円増）

主な増加要因▶ **運営費交付金収益** **授業料等収益** 学生数の増加

構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益64% 授業料等収益31%

○**当期純利益** 8千万円（前期比 8千万円増）

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益

○公立大学法人の本務は中期目標、中期計画に示す教育・研究事業であり、会計制度は、大学の活動に要した経費を費用、活動のための財源を収益と位置づけ、損益均衡になる仕組みが取られている。開学3期目である本学は、経費の節減や自己収入の増加等の効率的な業務運営や経営努力を行い、開学以来、初めて利益が生じた。

2 令和3年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、教育方法の更なる改善に努め、質の高い教育を展開する。完成年度を迎え、各学科においては卒業研究、論文の作成に向け、学習計画の立案を支援し、学内での研究発表などを実施する。

また、就職支援については、新型コロナウイルス感染症による就職活動への影響等を注視し、キャリアサポートセンターや各学科の就職担当教員だけではなく、全学的な連携により、学生支援を行う。

社会人教育では、市民が学びに触れ、自らを豊かにする場としての機能を充実させるため、こまつ市民大学や社会人教育プログラム等を引き続き実施する。

研究では、複合・融合領域の研究を誘起するため、学部横断型の研究会の開催など、研修者交流を推進する。また、企業等との共同研究及び受託研究の実施に向け、シンポジウム開催など、研究成果や研究力を紹介する取り組みを展開する。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、学生交流をはじめとする協定校との交流活動を展開する。

地域連携では、学生・教員の地域での活動を推進し、地域課題の解決や地域社会の活性化に寄与する。また、学生と地域の社会人、シリコンバレーオフィスを結ぶプロジェクトを引き続き実施し、学生と地域が共に学び、活動するプラットフォームづくりを推進する。

業務運営では、引き続き、研修等により職員のコスト意識を高め、経費の縮減に取り組むとともに、業務改善や合理化を図る。また、時間外勤務の削減や年休取得の促進など、ワークライフバランスの適正化を推進する。

新型コロナウイルス感染症への対応では、引き続き、徹底した感染防止対策に全学体制で取り組み、さらに、健康相談や経済支援など、きめ細かな支援体制により、安心して学べる教育研究環境を提供する。

(2) 収支計画

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日
(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	2, 0 4 3
業務費	1, 5 8 8
教育研究経費	4 1 6
受託研究等費	2 0
人件費	1, 1 5 2
一般管理費	3 7 5
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	8 0
II 臨時損失	0
費 用 合 計	2, 0 4 3
収益の部	
I 経常収益	2, 0 4 3
運営費交付金収益	1, 2 2 0
授業料等収益	6 9 9
受託研究等収益	8
財務収益	1 2
雑益	2 4
資産見返負債戻入	8 0
II 臨時利益	0
収 益 合 計	2, 0 4 3
当期純利益	0

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第2号 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び小松市
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年8月10日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「，総務大臣」を「，内閣総理大臣」に，「第19条第7号」を「第19条第8号」に，「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は，令和3年9月1日から施行する。